

○薬剤師免許証の再交付申請手続について

手続概要	薬剤師免許を取得した後、免許証を毀損、汚損又は紛失した場合には再交付の申請が可能です。
根拠法令	薬剤師法施行令第9条、薬剤師法施行規則第6条
申請方法	<p>【提出先】 申請書類等は、住所地の保健所(一部県については県庁)へ提出してください。</p> <p>【受付時間】 保健所(一部県については県庁)の業務時間内</p>
その他	<p>【手続対象者】 薬剤師免許証を毀損、汚損又は紛失して再交付を希望する薬剤師</p> <p>【手数料(説明)】 手数料(収入印紙)は2,750円です。</p> <p>【相談窓口】 保健所、都道府県薬務主管部局、厚生労働省医薬局総務課試験免許係</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○戸籍謄本又は抄本若しくは本籍の記載がある住民票又は住民票記載事項証明書(名簿訂正・書換交付と同時申請する場合は、共有可能) <ul style="list-style-type: none"> ※発行された日の翌日から6ヶ月以内のもの ※住民票を添付する場合は、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの ○日本国籍を有していない者 <ul style="list-style-type: none"> ・特別永住者・中長期在留者 <ul style="list-style-type: none"> 住民票又は住民票記載事項証明書(※1)(名簿訂正・書換交付と同時申請する場合は、共有可能) ※発行された日の翌日から6ヶ月以内のもの ※住民票を添付する場合は、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの ・短期在留者 <ul style="list-style-type: none"> 旅券その他の身分を証する書類の写し(※2)(名簿訂正・書換交付と同時申請する場合は、共有可能) ○薬剤師免許証を毀損・汚損した場合は薬剤師免許証

(※1)

薬剤師名簿登録事項(国籍、氏名、生年月日、性別)が記載されていること。

(※2)

【旅券】

- ・薬剤師名簿の登録事項が記載されていること。
- ・都道府県において原本と相違ない旨の証明を附すこと。(原本照合可)
- ・英語以外の言語で記載されている場合は、日本語訳を添付すること。(申請者が作成のもので可)

【その他の身分を証する書類】

- ・当該国の公的機関が発行した申請者の身分を証明できる書類で、登録事項が記載されているもの。
- ・具体的には当該国における日本の戸籍、住民票、健康保険証、運転免許証等に相当する書類、その他の当該国の証明書など。
- ・外国語で記載されている書類の場合は、当該国又は外国公館の翻訳証明、公証役場の認証等を附した日本語訳又は行政書士、民間の翻訳業者等による翻訳証明を添付すること。
- ・申請書に原本を添付することができない書類の場合は、その写しに都道府県において原本と相違ない旨の証明を附すこと。(原本照合可)